

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-6
処分の種類	毒物劇物業務上取扱者(要届出)に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第22条第4項			
処分の概要	当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)</p> <p>【参考】 第22条 4 第7条、第8条、第11条、第12条第1項及び第3項、第15条の3、第17条、第18条並びに第19条第3項及び第5項の規定は、第1項に規定する者(第2項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、第7条第3項中「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第15条の3、第18条第1項並びに第19条第3項及び第5項において同じ。)」と、第15条の3中「都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第18条第1項、第19条第4項及び第5項、第20条第2項並びに第23条の2において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	-			